

議案第 33 号

大野市無形民俗文化財保存育成事業補助金交付要綱案

令和 6 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市の無形民俗文化財の良好な保存を図るため

大野市教育委員会告示第 号

大野市無形民俗文化財保存育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月 日

大野市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市の無形民俗文化財の良好な保存を図るため、その保存育成及び公開に係る事業に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、無形民俗文化財の保存団体とし、次の各号のいずれにも適合していなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 郷土に古くから伝わる民俗芸能の保存団体であること。
- (2) 市内に活動の本拠を有し、年間を通じて活動していること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間において実施する無形民俗文化財の保存育成及び公開に係る事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、無形民俗文化財の保存育成及び公開に係る次の経費とする。

- (1) 材料、道具及び衣装の購入費及び修繕費
- (2) 記録用写真、ポスター等の印刷製本費
- (3) 保存育成に直接必要な視察研修旅費
- (4) 公開に係る施設等の借上料及び指導者への謝礼
- (5) 公開に係る出演費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に対し、予算で定める額の範囲内とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(関係図書の保存)

第6条 補助金の交付を受けたものは、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。